

令和 8 年 9 月吉日

事業主様

公益財団法人北海道労働保健管理協会

会長 川村 英喜

(公印省略)

定期健康診断項目等の変更について（ご案内）

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より当協会の健康診断事業をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、令和 9 年（2027 年）4 月 1 日施行予定の労働安全衛生規則等の一部改正に伴い、定期健康診断等の項目の変更が決定されておりますので、下記のとおりご案内いたします。

今回の変更は、近年の就業構造の変化や健康課題の多様化等を踏まえ、労働者の健康状態をより適切に把握し、実効性の高い健康管理を推進することを目的としたものです。また、規則改正とは別に、女性労働者の健康保持・増進を目的として、女性特有の健康課題に関する問診項目が追加されます。

当協会では、規則改正の趣旨を踏まえ、2027 年度より健康診断コースおよび検査項目の見直しを行い、改正後の定期健康診断に適切に対応してまいります。

今後もより一層の精度管理とサービスの向上に取り組み、皆様にご満足いただけるよう、役職員一同努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

I. 労働安全衛生規則改正に伴う変更内容

1. 血清クレアチニン検査（e-GFR）の追加

（安衛則第 43 条から第 45 条の 2 まで関係）

対象となる健康診断は以下のとおりです

- ・定期健康診断
- ・雇入時健康診断
- ・特定業務従事者健康診断
- ・海外派遣労働者健康診断

2. 肝機能検査の酵素名の変更

（安衛則第 43 条、有機則別表並びに特化則別表第 3 及び別表第 4 関係）

従来の表記から国際的な表記へ変更されます

現行の名称		改正後の名称
・ G O T	⇒	A S T
・ G P T	⇒	A L T
・ γ -G T P	⇒	γ -G T

〈労働安全衛生規則改正に関する参考資料〉

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」

厚生労働省 URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/001700009.pdf>



II. 女性特有の健康課題に関する問診の導入

導入に伴い、当協会の Web 問診に女性特有の健康課題に関する質問を追加します。

女性の健康問診の導入は、業務との直接的な関連性や作業関連疾患としての位置づけが限定的であるため、事業者には義務付けられているものではなく、女性自身の健康状態への気づきを促し、必要に応じて労働者が医療機関へアクセスできるよう支援することが目的です。

なお、女性の健康問診の回答を健診機関から事業者へ直接提供されることはありません。

〈女性問診に関する参考資料〉

「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル」

厚生労働省 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634193.pdf>



以上